

第 3 部  
資 料 編

# 特別支援教育振興のための施策

## (1) 特別支援教育関係文部科学省著作教科書一覧－令和3年度使用－

### 特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）

国語	国語	1年導入編・1・2	2年1・2・3	3年1・2・3・4	4年1・2・3・4	5年1・2・3・4	6年1・2・3・4
社会	社会			3年1・2・3・4	4年1・2・3・4・5	5年1・2・3・4・5・6・7	6年1・2・3・4・5・6・7・8
算数	算数	1年導入編・1・2・3・4・5・6・7	2年1・2・3・4・5・6・7・8 珠算編1・2・3・4	3年1・2・3・4・5・6・7・8・9	4年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10	5年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12	6年1・2・3・4・5・6・7・8・9
理科	理科			3年1・2・3・4・5	4年1・2・3・4・5	5年1・2・3・4・5	6年1・2・3・4・5
英語	英語					5年1・2・3	6年1・2・3
道徳	道徳	1年1・2	2年1・2	3年1・2	4年1・2	5年1・2	6年1・2

### 特別支援学校中学部視覚障害者用（点字版）

国語	国語	1年1・2・3・4・5・6	2年1・2・3・4・5・6	3年1・2・3・4・5・6
社会	社会 (地理的分野)	1～2年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12		
	社会 (歴史的分野)	1～3年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10		
	社会 (公民的分野)			3年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
数学	数学	1年1・2・3・4・5・6・7・8・探究ノート	2年1・2・3・4・5・6・7・探究ノート	3年1・2・3・4・5・6・7・8・9・探究ノート
理科	理科	1年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11	2年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12	3年1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
外国語	英語	1年1・2・3・4・5 資料編1・2・3・4	2年1・2・3・4・5・6	3年1・2・3・4・5・6
道徳	道徳	1年1・2	2年1・2	3年1・2

### 特別支援学校小学部聴覚障害者用

国語	言語指導	ことばのべんきょう	1年	2年	3年			
		ことばの練習				4年	5年	6年

### 特別支援学校中学部聴覚障害者用

国語	言語	1～3年
----	----	------

### 特別支援学校小学部知的障害者用

国語	こくご	1～6年☆☆☆☆☆☆
算数	さんすう	1～6年☆☆☆☆(1)・☆☆☆☆(2)・☆☆☆☆
音楽	おんがく	1～6年☆☆☆☆☆☆

### 特別支援学校中学部知的障害者用

国語	国語	1～3年☆☆☆☆☆☆☆☆
数学	数学	1～3年☆☆☆☆☆☆☆☆
音楽	音楽	1～3年☆☆☆☆☆☆☆☆

## (2) 特別支援教育関係文部科学省著作指導書等一覧

### ① 学習指導要領解説

書名	発行者	定価	発行年
特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）	開隆堂出版	377円	平成30年
特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）	開隆堂出版	551円	平成30年
特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）	開隆堂出版	175円	平成30年
特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）	ジアース教育新社	1,650円	令和2年
特別支援学校学習指導要領解説 視覚障害者専門教科編（高等部）	ジアース教育新社	2,530円	令和2年
特別支援学校学習指導要領解説 聴覚障害者専門教科編（高等部）	ジアース教育新社	2,420円	令和2年
特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編（上）（高等部）	ジアース教育新社	1,870円	令和2年
特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編（下）（高等部）	ジアース教育新社	1,980円	令和2年

### ② 教科書指導書

書名	発行者	定価	発行年
(特別支援学校（聴覚障害）用)			
聴覚障害者用小学部国語（言語指導）教科書解説	未定	未定	令和4年（予定）
聴覚障害者用中学部国語（言語編）教科書解説	未定	未定	令和4年（予定）
(特別支援学校（知的障害）用)			
こくご☆ こくご☆☆ こくご☆☆☆ 教科書解説	東京書籍	2,009円	令和2年
さんすう☆ さんすう☆☆ さんすう☆☆☆ 教科書解説	教育出版	2,464円	令和2年
おんがく☆ おんがく☆☆ おんがく☆☆☆ 教科書解説	東京書籍	3,680円	令和2年
おんがく☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	1,323円	令和2年
おんがく☆☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	1,628円	令和2年
おんがく☆☆☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	1,780円	令和2年
国語☆☆☆☆ 国語☆☆☆☆☆ 教科書解説	東京書籍	1,628円	令和3年
数学☆☆☆☆ 数学☆☆☆☆☆ 教科書解説	教育出版	2,310円	令和3年
音楽☆☆☆☆ 音楽☆☆☆☆☆ 教科書解説	東京書籍	3,135円	令和3年
音楽☆☆☆☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	2,787円	令和3年
音楽☆☆☆☆☆ 教科書解説（伴奏編）	東京書籍	2,770円	令和3年

### ③ 手引書

書名	発行者	定価	発行年
点字学習指導の手引（平成15年改訂版）	日本文教出版	1,509円	平成15年
遊びの指導の手引	慶應義塾大学 出版会	1,068円	平成5年
日常生活の指導の手引（改訂版）	慶應義塾大学 出版会	1,014円	平成6年
点字楽譜の手引	日本ライト ハウス	2,750円	昭和59年
改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引き ー解説とQ&Aー	海文堂出版	1,540円	平成30年
聴覚障害教育の手引	ジアース 教育新社	1,980円	令和2年

### ④ その他

書名	発行者	定価	発行年(月)
季刊特別支援教育	東洋館出版社	通常 900円	3, 6, 9, 12月

（定価は全て税込み価格）

# 特別支援教育関係教員養成大学等一覧

## (1) 特別支援学校教諭免許状の課程認定を有する大学一覧

通学課程  
専修免許状(大学院修士課程卒業程度)

(令和2年4月1日現在)

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている特別支援教育領域
1	1	北海道	国立	北海道教育大学	教育学研究科	学校教育専攻		15	肢体不自由者 知的障害者
2				北海道大学	教育学院	教育学専攻		45	知的障害者
3			私立	北翔大学	生涯学習学研究所	生涯学習学専攻		6	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
4	2	青森県	国立	弘前大学	教育学研究科	教職実践専攻		18	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
5	3	岩手県	国立	岩手大学	教育学研究科	教職実践専攻		16	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
6	4	宮城県	国立	宮城教育大学	教育学研究科	特別支援教育専攻		3	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
7			私立	東北福祉大学	教育学研究科	教育学専攻		10	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
8	5	秋田県	国立	秋田大学	教育学研究科	教職実践専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
9	6	山形県	国立	山形大学	教育実践研究科	教職実践専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
10	7	福島県	国立	福島大学	人間発達文化研究科	教職実践専攻		16	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
11	8	茨城県	国立	茨城大学	教育学研究科	障害児教育専攻		3	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
12					特別支援教育特別専攻科	知的障害教育専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
13				筑波大学	人間総合科学学術院	人間総合科学研究群		575	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
14	9	栃木県	国立	宇都宮大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻		18	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
15	10	群馬県	国立	群馬大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻		20	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
16					特別支援教育特別専攻科	重複障害教育専攻		15	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
17	11	埼玉県	国立	埼玉大学	教育学研究科	教職実践専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
18	12	千葉県	国立	千葉大学	教育学研究科	学校教育学専攻		59	知的障害者
19			私立	聖徳大学	教職研究科	教職実践専攻		15	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
20	13	東京都	国立	東京学芸大学	教育学研究科	教育実践専門職高度化専攻		210	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
21					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
22			私立	帝京大学	教職研究科	教職実践専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
23				東洋大学	文学研究科	教育学専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
24			私立	明治学院大学	心理学研究科	教育発達学専攻		10	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
25				明星大学	教育学研究科	教育学専攻		10	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
26	14	神奈川県	国立	横浜国立大学	教育学研究科	教育実践専攻		85	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
27						高度教職実践専攻		15	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
28			私立	鎌倉女子大学	児童学研究科	児童学専攻		10	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている 特別支援教育領域
29	15	新潟県	国立	上越教育大学	学校教育研究科	学校教育専攻		130	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
				新潟大学	教育実践学研究科	教育実践開発専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
31	16	富山県	国立	富山大学	人間発達科学研究科	発達教育専攻		6	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
32	18	福井県	国立	福井大学	福井大学・奈良女子大学・ 岐阜聖徳学園大学連合教 職開発研究科	教職開発専攻		60	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
33	19	山梨県	国立	山梨大学	特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻		18	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
34	20	長野県	国立	信州大学	教育学研究科	高度教職実践専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
35	21	岐阜県	国立	岐阜大学	教育学研究科	教職実践開発専攻		25	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
						心理発達支援専攻		10	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
37	22	静岡県	国立	静岡大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻		45	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
38	23	愛知県	国立	愛知教育大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻		120	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
39	24	三重県	国立	三重大学	教育学研究科	教育科学専攻		27	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
40	25	滋賀県	国立	滋賀大学	教育学研究科	学校教育専攻		35	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
					特別支援教育専攻科	障害児教育専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
42	26	京都府	国立	京都教育大学	教育学研究科	障害児教育専攻		5	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		35	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
44	27	大阪府	国立	大阪教育大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		30	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
					連合教職実践研究科	高度教職開発専攻		150	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
46	28	兵庫県	国立	神戸大学 兵庫教育大学	人間発達環境学研究科	人間発達専攻		51	知的障害者
					学校教育研究科	特別支援教育専攻		30	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
48	29	奈良県	国立	奈良教育大学	教育学研究科	教職開発専攻		25	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
						人間発達専攻		9	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
50	30	和歌山県	国立	和歌山大学	教育学研究科	教職開発専攻		23	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
51	31	鳥取県	国立	鳥取大学	持続性社会創生科学研究科	地域学専攻	人間形成コース	10	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
52	32	島根県	国立	島根大学	教育学研究科	教育実践開発専攻		17	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
53	33	岡山県	国立	岡山大学	教育学研究科	教育科学専攻		37	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
				私立	就実大学	教育学研究科	教育学専攻		8
55			国立	川崎医療福祉大学	医療福祉学研究科	医療福祉学専攻		10	知的障害者 聴覚障害者 病弱者
56	34	広島県	国立	広島大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		30	視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
					人間社会科学研究科	教育科学専攻		163	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
58	35	山口県	国立	山口大学	教育学研究科	教職実践高度化専攻		28	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
59	36	徳島県	国立	鳴門教育大学	学校教育研究科	高度学校教育実践専攻		180	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
60	37	香川県	国立	香川大学	教育学研究科	高度教職実践専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている 特別支援教育領域
61	38	愛媛県	国立	愛媛大学	教育学研究科	教育実践高度化専攻		40	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
62	39	高知県	国立	高知大学	総合人間自然科学研究科	教職実践高度化専攻		15	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
63	40	福岡県	国立	福岡教育大学	教育学研究科	教育科学専攻		40	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
64	41	佐賀県	国立	佐賀大学	学校教育学研究科	教育実践探究専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
65	42	長崎県	国立	長崎大学	教育学研究科	教職実践専攻		28	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
66	43	熊本県	国立	熊本大学	教育学研究科	教職実践開発専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
67	特別支援教育特別専攻科				特別支援教育専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者	
68	私立		九州ルーテル学院大学	人文学研究科	障害心理学専攻		5	肢体不自由者 知的障害者 病弱者	
69	44	大分県	国立	大分大学	教育学研究科	教職開発専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
70	45	宮崎県	国立	宮崎大学	教育学研究科	教職実践開発専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
71	46	鹿児島県	国立	鹿児島大学	教育学研究科	教育実践総合専攻		22	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
72	47	沖縄県	国立	琉球大学	教育学研究科	高度教職実践専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

通学課程  
一種免許状(大学卒業程度)

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている 特別支援教育領域			
1	1	北海道	国立	北海道教育大学	教育学部	教員養成課程		720	肢体不自由者 知的障害者 病弱者			
2				北海道大学	教育学部	国際地域学科	地域教育専攻		45	知的障害者		
3			公立	名寄市立大学	保健福祉学部	教育学科			50	知的障害者		
4						社会福祉学科			50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者		
5						社会保育学科			50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者		
6			私立	札幌学院大学	人文学部	人間科学科			130	肢体不自由者 知的障害者 病弱者		
7						札幌大学	地域共創学群	人間社会学域	スポーツ文化専攻		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
8						星槎道都大学	社会福祉学部	社会福祉学科			60	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
9						藤女子大学	人間生活学部	子ども教育学科			80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
10						北海道医療大学	看護福祉学部	臨床福祉学科			80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
11						北海道文教大学	人間科学部	こども発達学科			100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
12						北星学園大学	社会福祉学部	福祉心理学科			64	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
13								福祉臨床学科			85	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
14			北翔大学	教育文化学部	教育学科			120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者			
15					生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科			160	肢体不自由者 知的障害者 病弱者		
16	2	青森県	国立	弘前大学	教育学部	学校教育教員養成課程		140	肢体不自由者 知的障害者 病弱者			
17				私立	弘前学院大学	社会福祉学部	社会福祉学科		50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者		
18	3	岩手県	国立	岩手大学	教育学部	学校教育教員養成課程		160	肢体不自由者 知的障害者 病弱者			

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている 特別支援教育領域
19	4	宮城県	国立	宮城教育大学	教育学部	初等教育教員養成課程		188	視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由者 知的障害者 病弱者
20						中等教育教員養成課程		107	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
21						特別支援教育教員養成課程		50	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
22			私立	宮城学院女子大学	教育学部	教育学科	児童教育専攻	50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
23				尚綱学院大学	心理・教育学群	学校教育学類		40	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
24				仙台大学	体育学部	健康福祉学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
25				東北福祉大学	教育学部	教育学科	初等教育専攻	210	聴覚障害者 肢体不自由者 知的障害者 病弱者
26						中等教育専攻		40	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
27	5	秋田県	国立	秋田大学	教育文化学部	学校教育課程		110	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
28	6	山形県	国立	山形大学	地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース	80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
29	7	福島県	国立	福島大学	人文社会学群	人間発達文化学類		260	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
30	8	茨城県	国立	茨城大学	教育学部	学校教育教員養成課程		240	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
31						特別支援教育特別専攻科	知的障害教育専攻	30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
32				筑波大学	人間学群	障害科学類		35	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
33					人間総合科学学術院	人間総合科学研究群		575	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
34			私立	茨城キリスト教大学	文学部	児童教育学科	児童教育専攻	70	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
35	9	栃木県	国立	宇都宮大学	共同教育学部	学校教育教員養成課程		170	視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由者 知的障害者 病弱者
36			私立	作新学院大学	人間文化学部	発達教育学科		50	知的障害者 病弱者
37	10	群馬県	国立	群馬大学	特別支援教育特別専攻科	重複障害教育専攻		15	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
38					共同教育学部	学校教育教員養成課程		190	視覚障害者 肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
39			私立	群馬医療福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉専攻	50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
40				高崎健康福祉大学	人間発達学部	子ども教育学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
41				東京福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科		360	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
42	11	埼玉県	国立	埼玉大学	教育学部	学校教育教員養成課程		360	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
43			私立	十文字学園女子大学	教育人文学部	児童教育学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
44				聖学院大学	人文学部	児童学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
45				文教大学	教育学部	学校教育課程		250	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
46						発達教育課程		150	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている 特別支援教育領域
47	12	千葉県	国立	千葉大学	教育学部	学校教員養成課程		390	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
48			私立	淑徳大学	総合福祉学部	教育福祉学科	学校教育コース	100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
49				植草学園大学	発達教育学部	発達支援教育学科		140	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
50				聖徳大学	児童学部	児童学科	昼間主コース	490	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
51	13	東京都	国立	東京学芸大学	教育学部	初等教育教員養成課程		545	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
52						中等教育教員養成課程		230	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
53						特別支援教育教員養成課程		40	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
54						養護教育教員養成課程		10	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
55					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
56			私立	国士舘大学	文学部	教育学科	中等教育課程	80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
57				順天堂大学	スポーツ健康科学部	健康学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
58				創価大学	教育学部	児童教育学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
59				早稲田大学	教育学部	教育学科	教育学専攻	180	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
60				帝京大学	教育学部	初等教育学科		230	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
61				帝京平成大学	現代ライフ学部	児童学科		200	視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由者 知的障害者 病弱者
62				東京家政学院大学	現代生活学部	児童学科		90	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
63				東京家政大学	子ども学部	子ども支援学科		120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
64				東洋大学	文学部第1部	教育学科	人間発達専攻	100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
65				日本社会事業大学	社会福祉学部	福祉援助学科		105	聴覚障害者
66				日本体育大学	体育学部	体育学科		750	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
67				白梅学園大学	子ども学部	発達臨床学科		50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
68				明治学院大学	社会学部	社会福祉学科		225	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
69					心理学部	教育発達学科		145	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
70				明星大学	教育学部	教育学科		350	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
71				立正大学	社会福祉学部	社会福祉学科		200	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
72				國學院大學	人間開発学部	初等教育学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
73	14	神奈川県	国立	横浜国立大学	教育学部	学校教育課程		230	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
74			私立	鎌倉女子大学	児童学部	児童学科		170	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
75				関東学院大学	教育学部	こども発達学科		140	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
76				相模女子大学	学芸学部	子ども教育学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
77				田園調布学園大学	人間福祉学部	心理福祉学科		50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
78	15	新潟県	国立	上越教育大学	学校教育研究科	学校教育専攻		130	肢体不自由者 聴覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
79	15	新潟県	国立	新潟大学	教育学部	学校教員養成課程		220	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
80	16	富山県	国立	富山大学	人間発達科学部	発達教育学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている 特別支援教育領域
81	17	石川県	国立	金沢大学	人間社会学域	学校教育学類		100	肢体不自由者 知的障害者
82			私立	金城大学	社会福祉学部	社会福祉学科		90	聴覚障害者 肢体不自由者 知的障害者
83				金沢星稜大学	人間科学部	スポーツ学科		75	病弱者 肢体不自由者 知的障害者
84	18	福井県	国立	福井大学	教育学部	学校教育課程		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
85	19	山梨県	国立	山梨大学	教育学部	学校教育課程		125	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
86					特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻		18	肢体不自由者 知的障害者
87			公立	都留文科大学	教養学部	学校教育学科		180	病弱者 肢体不自由者 知的障害者
88	20	長野県	国立	信州大学	教育学部	学校教育教員養成課程		240	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
89			公立	長野大学	社会福祉学部	社会福祉学科		150	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
90			私立	松本大学	教育学部	学校教育学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
91	21	岐阜県	国立	岐阜大学	教育学部	学校教育教員養成課程		250	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
92			私立	岐阜聖徳学園大学	教育学部	学校教育課程		330	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
93				東海学院大学	人間関係学部	子ども発達学科		50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
94	22	静岡県	国立	静岡大学	教育学部	学校教育教員養成課程		300	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
95			私立	常葉大学	教育学部	初等教育課程		110	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
96				浜松学院大学	現代コミュニケーション学部	子どもコミュニケーション学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
97	23	愛知県	国立	愛知教育大学	教育学部	初等教育教員養成課程		455	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
98					中等教育教員養成課程			210	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
99					特別支援学校教員養成課程			30	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
100					養護教諭養成課程			40	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
101					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
102			私立	愛知学院大学	心身科学部	心理学科		140	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
103				愛知淑徳大学	文学部	教育学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
104				桜花学園大学	保育学部	保育学科		130	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
105				中部大学	現代教育学部	現代教育学科	現代教育専攻	60	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
106				同朋大学	社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉専攻	130	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
107				日本福祉大学	スポーツ科学部	スポーツ科学科		180	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
108					教育・心理学部	子ども発達学科	学校教育専修	95	肢体不自由者 知的障害者
109	24	三重県	国立	三重大学	教育学部	学校教育教員養成課程		200	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
110			私立	皇學館大学	教育学部	教育学科		200	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている特別支援教育領域
111	25	滋賀県	国立	滋賀大学	教育学部	学校教育教員養成課程		230	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
112					特別支援教育専攻科	障害児教育専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
113			私立	びわこ学院大学	教育福祉学部	スポーツ教育学科		40	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
114	26	京都府	国立	京都教育大学	教育学部	学校教育教員養成課程		300	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
115					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		35	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
116				京都大学	教育学部	教育科学科		60	聴覚障害者 肢体不自由者 知的障害者
117			私立	花園大学	社会福祉学部	臨床心理学科		85	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
118				京都ノートルダム女子大学	現代人間学部	こども教育学科		70	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
119				京都女子大学	発達教育学部	教育学科	教育学専攻	95	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
120				立命館大学	産業社会学部			760	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
121				龍谷大学	社会学部	現代福祉学科		185	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
122				佛教大学	教育学部	教育学科		130	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
123			27	大阪府	国立	大阪教育大学	教育学部	学校教育教員養成課程	
124	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻						30	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
125	私立	関西福祉科学大学			教育学部	教育学科	発達支援教育専攻	50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
126		四天王寺大学			教育学部	教育学科		240	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
127		大阪人間科学大学			心理学部	心理学科		90	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
128		大阪成蹊大学			教育学部	教育学科	中等教育専攻	60	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
129		大阪総合保育大学			児童保育学部	児童保育学科		110	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
130		大阪体育大学			教育学部	教育学科		125	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
131		大阪大谷大学			教育学部	教育学科		230	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
132		大和大学			教育学部	教育学科		190	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
133		桃山学院教育大学			人間教育学部	人間教育学科		175	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
134		梅花女子大学			心理こども学部	心理学科		55	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
135	28	兵庫県	国立	神戸大学	国際人間科学部	子ども教育学科		50	肢体不自由者 知的障害者
136				兵庫教育大学	学校教育研究科	特別支援教育専攻		30	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
137			私立	芦屋大学	臨床教育学部	児童教育学科		50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
138				関西学院大学	教育学部	教育学科		350	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
139				関西国際大学	教育学部	教育福祉学科	こども学専攻	120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
140				神戸松蔭女子学院大学	教育学部	教育学科		120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
141				神戸親和女子大学	発達教育学部	児童教育学科		215	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
142				武庫川女子大学	教育学部	教育学科		240	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
143	29	奈良県	国立	奈良教育大学	教育学部	学校教育教員養成課程		255	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
144				私立	畿央大学	教育学部	現代教育学科		195
145				奈良学園大学	人間教育学部	人間教育学科	人間教育学専攻	120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている 特別支援教育領域
146	30	和歌山県	国立	和歌山大学	教育学部	学校教育教員養成課程		165	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
147	31	鳥取県	国立	鳥取大学	地域学部	地域学科	人間形成コース	55	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
148	32	島根県	国立	島根大学	教育学部	学校教育課程		130	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
149			公立	島根県立大学	人間文化学部	保育教育学科		40	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
150	33	岡山県	国立	岡山大学	教育学部	学校教育教員養成課程		250	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
151					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		15	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
152			公立	新見公立大学	健康科学部	健康保育学科		50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
153			私立	くらしき作陽大学	子ども教育学部	子ども教育学科		150	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
154				ノートルダム清心女子大学	人間生活学部	児童学科		120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
155				就実大学	教育学部	初等教育学科		75	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
156				川崎医療福祉大学	医療技術学部	健康体育学科		80	肢体不自由者 病弱者
157					医療福祉学部	医療福祉学科		136	知的障害者 聴覚障害者
158	34	広島県	国立	広島大学	教育学部	第一類(学校教育系)		157	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
159					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
160			公立	福山市立大学	教育学部	児童教育学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
161			私立	広島修道大学	人文学部	教育学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
162				広島文化学園大学	学芸学部	子ども学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
163	35	山口県	国立	山口大学	教育学部	学校教育教員養成課程		180	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
164			公立	山口県立大学	社会福祉学部	社会福祉学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
165			私立	山口学芸大学	教育学部	教育学科	初等幼児教育専攻	60	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
166	36	徳島県	国立	鳴門教育大学	学校教育学部	学校教育教員養成課程		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
167	37	香川県	国立	香川大学	教育学部	学校教育教員養成課程		160	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
168			私立	高松大学	発達科学部	子ども発達学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
169				四国学院大学	社会福祉学部	社会福祉学科		80	知的障害者
170	38	愛媛県	国立	愛媛大学	教育学部	学校教育教員養成課程		160	肢体不自由者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
171	39	高知県	国立	高知大学	教育学部	学校教育教員養成課程		130	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
172	40	福岡県	国立	福岡教育大学	教育学部	特別支援教育教員養成課程		60	肢体不自由者 視覚障害者 知的障害者 聴覚障害者 病弱者
173					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
174			私立	久留米大学	文学部	社会福祉学科		51	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
175						心理学科		84	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
176				九州産業大学	人間科学部	子ども教育学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
177				九州女子大学	人間科学部	人間発達学科	人間発達学専攻	130	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
178				筑紫女学園大学	人間科学部	人間科学科	初等教育・保育専攻	170	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
179							心理・社会福祉専攻	130	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
180				中村学園大学	教育学部	児童幼児教育学科		220	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
181	40	福岡県	私立	福岡女学院大学	人間関係学部	子ども発達学科		120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	研究科等名	専攻等名	専修・コース等名	定員	認定を受けている特別支援教育領域
182	41	佐賀県	国立	佐賀大学	教育学部	学校教育課程		120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
183			私立	西九州大学	子ども学部	子ども学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
184	42	長崎県	国立	長崎大学	教育学部	学校教育教員養成課程		180	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
185			私立	長崎ウエスレヤン大学	現代社会学部	社会福祉学科		50	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
186	43	熊本県	国立	熊本大学	教育学部	小学校教員養成課程		110	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
187						中学校教員養成課程		70	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
188						特別支援教育教員養成課程		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
189						養護教諭養成課程		30	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
190					特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		20	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
191			私立	九州ルーテル学院大学	人文学部	心理臨床学科		65	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
192	44	大分県	国立	大分大学	教育学部	学校教育教員養成課程		135	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
193	45	宮崎県	国立	宮崎大学	教育学部	学校教育課程		120	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
194			私立	南九州大学	人間発達学部	子ども教育学科		80	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
195	46	鹿児島県	国立	鹿児島大学	教育学部	学校教育教員養成課程		190	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
196			私立	鹿児島国際大学	福祉社会学部	社会福祉学科		100	知的障害者
197				鹿児島純心女子大学	人間教育学部	教育・心理学科	初等・中等(英語)教育専攻	50	知的障害者
198	47	沖縄県	国立	琉球大学	教育学部	学校教育教員養成課程		140	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
199						特別支援教育特別課程	特別支援教育専攻	10	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

通学課程  
二種免許状(短期大学卒業程度)

No.	県No.	都道府県名	国公私	大学名	学科等名	専攻等名	定員	認定を受けている特別支援教育領域
1	12	千葉県	私立	植草学園短期大学	福祉学科	児童障害福祉専攻	100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
2	13	東京都	私立	星美学園短期大学	幼児保育学科		100	肢体不自由者 知的障害者 病弱者

通信課程

No.	種別	県No.	都道府県名	国公私	大学名	学部・課程等名	学部・学科等名	学科・専攻等名	定員	認定を受けている特別支援教育領域
1	一種	10	群馬県	私立	東京福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科通信教育課		520	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
2		13	東京都	私立	明星大学	通信教育課程	教育学部	教育学科	2000	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
3		14	神奈川県	私立	星槎大学	共生科学部	共生科学科	共生科学専攻	650	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
4		26	京都府	私立	佛教大学	通信教育課程	教育学部	教育学科	1000	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
5		28	兵庫県	私立	神戸親和女子大学	通信教育部	発達教育学部	児童教育学科	200	肢体不自由者 知的障害者 病弱者
6	専修	14	神奈川県	私立	星槎大学	教育学研究科	教育学専攻		50	知的障害者

二種免 該当なし

## (2) 特別支援教育関係研究機関等一覧 (令和3年4月現在)

## ○国立研究所

名称	設立・改組年月日
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	昭和46. 10. 1 平成13. 4. 1 独立行政法人化

## ○大学院

名称	設立・改組年月日
北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 (特別支援教育コース)	令和3. 4. 1
北海道大学大学院教育学院教育学専攻 (臨床心理学専修コース)	平成23. 4. 1
弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (特別支援教育実践コース)	令和2. 4. 1
岩手大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (教職大学院)	平成28. 4. 1
宮城教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 (特別支援・子ども支援プログラム)	令和3. 4. 1
秋田大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (発達教育・特別支援教育コース)	平成28. 4. 1
山形大学大学院教育実践研究科教職実践専攻 (特別支援教育分野)	平成26. 4. 1
福島大学大学院人間発達文化研究科教職実践専攻	平成29. 4. 1
福島大学大学院人間発達文化研究科学校臨床心理専攻	平成21. 4. 1
茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻 (特別支援科学コース)	令和3. 4. 1
筑波大学大学院人間総合科学学術院人間総合科学研究群障害科学学位プログラム	令和2. 4. 1
筑波大学大学院人間総合科学学術院人間総合科学研究群カウンセリング学位プログラム	令和2. 4. 1
筑波大学大学院人間総合科学学術院人間総合科学研究群カウンセリング科学学位プログラム	令和2. 4. 1
筑波大学大学院人間総合科学学術院人間総合科学研究群リハビリテーション科学学位プログラム	令和2. 4. 1
筑波技術大学大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻	平成26. 4. 1
宇都宮大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻 (教職大学院)	平成28. 4. 1
群馬大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻 (特別支援教育実践開発コース)	令和2. 4. 1
埼玉大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (総合教育高度化プログラム)	令和3. 4. 1
千葉大学大学院教育学研究科学校教育学専攻	平成28. 4. 1
千葉大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻	平成28. 4. 1
東京大学大学院教育学研究科総合教育科学専攻 (臨床心理学コース)	平成16. 4. 1
東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科学校教育学専攻 (発達支援講座)	平成8. 4. 1
東京学芸大学教育実践専門職高度化専攻 (教職大学院) 特別支援教育高度化プログラム	平成31. 4. 1
横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 (教職大学院)	令和3. 4. 1
新潟大学大学院教育実践学研究科教育実践開発専攻 (教育実践コース特別支援教育分野)	平成31. 4. 1
上越教育大学大学院学校教育研究科学校教育専攻 (発達支援教育コース (特別支援教育領域))	平成31. 4. 1
金沢大学大学院人間社会環境研究科地域創造学専攻 (教育支援開発学コース)	平成30. 4. 1
福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教職開発専攻 (教職大学院)	平成30. 4. 1
山梨大学大学院教育学研究科教育実践創成専攻 (教職大学院)	平成31. 4. 1
信州大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻	令和2. 4. 1
岐阜大学大学院教育学研究科心理発達支援専攻	平成20. 4. 1
岐阜大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻	平成20. 4. 1
静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻 (教職大学院) (特別支援教育分野)	令和2. 4. 1
愛知教育大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻 (教職大学院)	令和2. 4. 1
三重大学大学院教育学研究科教育科学専攻	平成24. 4. 1
三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻 (教職大学院) 教育実践力開発コース (特別支援教育分野)	令和3. 4. 1
滋賀大学大学院教育学研究科学校教育専攻 (障害児教育コース)	平成29. 4. 1
滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 (ダイバーシティ教育力開発コース)	令和3. 4. 1
京都教育大学大学院教育学研究科障害児教育専攻	平成2. 4. 1
大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科小児発達学専攻	平成24. 4. 1
大阪教育大学大学院連合教職実践研究科高度教職開発専攻 (特別支援教育コース)	平成31. 4. 1
兵庫教育大学大学院学校教育研究科特別支援教育専攻	平成23. 4. 1
奈良教育大学大学院教育学研究科人間発達専攻 (発達教育臨床専修)	平成28. 4. 1
奈良教育大学大学院教育学研究科教職開発専攻 (特別支援教育コース)	平成28. 4. 1
和歌山大学大学院教育学研究科教職開発専攻 (特別支援教育コース)	平成31. 4. 1
鳥取大学大学院持続性社会創生科学研究科地域学専攻 (人間形成コース)	平成29. 4. 1
島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻 (教職大学院)	平成28. 4. 1
岡山大学大学院教育学研究科教育科学専攻	平成30. 4. 1
広島大学大学院人間社会科学研究科教育科学専攻教師教育デザイン学プログラム	令和2. 4. 1
広島大学大学院人間社会科学研究科教職開発専攻 (教職大学院)	令和2. 4. 1
山口大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻 (特別支援教育コース)	平成31. 4. 1
鳴門教育大学大学院学校教育研究科人間教育専攻 (心理臨床コース 障害科学領域)	平成31. 4. 1
鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻 (子ども発達支援コース 特別支援教育分野)	平成31. 4. 1
香川大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 (特別支援力開発コース)	令和2. 4. 1
愛媛大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻 (特別支援教育コース)	令和2. 4. 1
高知大学大学院総合人間自然科学研究科教職実践高度化専攻 (教職大学院)	平成30. 4. 1
福岡教育大学大学院教育学研究科教育科学専攻 (学校教育創造コース特別支援教育領域)	平成28. 4. 1
九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻 (臨床心理学指導・研究コース)	平成17. 4. 1
九州大学大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻	平成17. 4. 1
佐賀大学大学院学校教育学研究科教育実践探究専攻 (子ども支援探究コース)	平成28. 4. 1
長崎大学大学院教育学研究科教職実践専攻 (子ども理解・特別支援教育実践コース)	平成26. 4. 1
熊本大学大学院教育学研究科学校教育実践専攻	平成21. 4. 1
熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻 (特別支援教育実践高度化コース)	令和2. 4. 1
大分大学大学院教育学研究科教職開発専攻 (教職大学院)	令和2. 4. 1
宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻 (教職大学院) (特別支援教育コース)	令和2. 4. 1
鹿児島大学大学院教育学研究科教育実践総合専攻	平成21. 4. 1
鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻 (教職大学院)	令和3. 4. 1
琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻	平成31. 4. 1

○国立大学法人附属教育研究施設等

名称	設立・改組年月日
北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター	平成19. 4. 1
弘前大学大学院医学研究科附属子どものこころの発達研究センター	平成26. 4. 1
宮城教育大学しょうがい学生支援室	平成21. 3. 11
秋田大学教育文化学部附属教職高度化センター	平成31. 4. 1
山形大学教職研究総合センター	平成28. 4. 1
福島大学学校臨床支援センター	平成31. 4. 1
茨城大学大学院人文社会科学研究科臨床心理相談室	令和3. 4. 1
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター	昭和63. 4. 1
筑波大学特別支援教育連携推進グループ	平成30. 4. 1
群馬大学共同教育学部附属教育実践センター	令和2. 4. 1
埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター	平成13. 4. 1
埼玉大学教育学部附属特別支援教育臨床研究センター	平成28. 4. 1
千葉大学教育学部附属教員養成開発センター	平成25. 4. 1
千葉大学子どものこころの発達教育研究センター	平成27. 4. 1
東京大学大学院教育学研究科附属心理教育相談室	昭和57. 4. 1
東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター	平成31. 4. 1
お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科附属心理臨床相談センター	平成16. 4. 1
お茶の水女子大学人間発達教育科学研究所	平成28. 4. 1
横浜国立大学大学院教育学研究科教育相談・支援総合センター	平成16. 4. 1
上越教育大学特別支援教育実践研究センター	昭和62. 4. 1
上越教育大学心理教育相談センター	平成12. 12. 14
金沢大学子どものこころの発達研究センター	平成19. 10. 1
福井大学総合教職開発本部	令和3. 4. 1
福井大学子どものこころの発達研究センター	平成24. 4. 1
山梨大学教育学部附属教育実践総合センター	平成28. 4. 1
信州大学教育学部附属次世代型学び研究開発センター□	平成28. 4. 1
岐阜大学教育学部附属特別支援教育センター	平成5. 4. 1
静岡大学教育学部附属教育実践総合センター	平成2. 6. 1
浜松医科大学子どものこころの発達研究センター	平成18. 4. 1
名古屋大学心の発達支援研究実践センター	平成27. 4. 1
愛知教育大学教育臨床総合センター	平成21. 10. 1
滋賀大学教育学部附属教育実践総合センター	平成12. 4. 1
滋賀大学教育学部附属音楽教育支援センター	令和2. 10. 19
京都大学大学院教育学研究科附属臨床教育実践研究センター	平成10. 4. 1
京都教育大学総合教育臨床センター	平成31. 4. 1
大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科附属子どものこころの分子統御機構研究センター	平成24. 4. 1
大阪教育大学地域連携・教育推進センター	令和2. 4. 1
大阪教育大学修学支援センター	令和2. 4. 1
兵庫教育大学発達心理臨床研究センター	平成11. 4. 1
神戸大学大学院人間発達環境学研究科附属発達支援インスティテュート心理教育相談室	平成17. 4. 1
神戸大学特別支援教育発達研究センター	平成28. 10. 1
奈良教育大学特別支援教育研究センター	平成19. 3. 23
鳥取大学地域学部附属子どもの発達・学習研究センター	平成26. 4. 1
島根大学教育学部附属学校学習生活支援研究センター	平成27. 4. 1
島根大学こころとそだちの相談センター	平成29. 4. 1
広島大学大学院人間社会科学研究科附属心理臨床教育研究センター	令和2. 4. 1
広島大学大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター	令和2. 4. 1
山口大学教育学部附属教育実践総合センター	昭和62. 5. 21
山口大学大学院教育学研究科附属臨床心理センター	平成21. 4. 1
鳴門教育大学発達臨床センター	令和3. 4. 1
鳴門教育大学心身健康センター	平成22. 4. 1
愛媛大学教育学部附属インクルーシブ教育センター	令和3. 4. 1
高知大学大学院総合人間自然科学研究科教職実践高度化専攻附属学校教育研究センター	平成30. 4. 1
福岡教育大学教育総合研究所附属特別支援教育センター	平成24. 11. 1
九州大学大学院人間環境学府附属総合臨床心理センター	平成17. 4. 1
佐賀大学教育学部附属教育実践総合センター	平成14. 4. 1
長崎大学子どもの心の医療・教育センター	平成28. 10. 18
長崎大学教育学部教育臨床センター	令和2. 11. 26
大分大学教育学部附属教育実践総合センター	平成13. 4. 1
鹿児島大学教育学部附属教育実践総合センター	平成14. 4. 1

# 令和3年度特別支援教育関係予算の概要

文 部 科 学 省

事 項	令和2年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	主 な 事 業 内 容 等
	(百万円)	(百万円)	
○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実等	2,454	3,546	1 ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援 2 切れ目ない支援体制整備充実事業費補助 3 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 4 特別支援教育に関する実践研究充実事業 5 学校における医療的ケア実施体制構築事業 6 保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業 7 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等
○特別支援教育就学奨励費負担等	12,397	12,413	特別支援教育就学奨励費 (支給対象費目)教科用図書購入費、通学費、 寄宿舎居住費、学用品購入費 等
○特別支援教育設備整備費等補助	4	6	6 私立特別支援学校等の設備整備費補助 (補助対象設備) 特別支援学校設備、スクールバス、 重複障害教育設備 等
○義務教育費等国庫負担金	113,071	113,229	義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与費等の負担 (公立特別支援学校の小・中学部分)
○公立学校施設整備	-	-	公立特別支援学校の施設整備(新增改築、改造)に対する国の負担等
○私立高等学校等経常費助成費等補助	7,820	8,000	私立特別支援学校、幼稚園等の運営費補助
○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費等	1,103	1,101	運営費交付金
合 計	136,848	138,295	

注) 特別支援教育関係予算として特定化できないものは「-」で示してある。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれる中、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において教育活動を継続していく上で必要な感染症対策等を行い、子供の健やかな学びを保障するため、必要な支援を実施する。

## I 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 256億円

学校の感染症対策等を徹底しながら、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な事業を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的な措置として支援

- ◆補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ◆1校当たりの上限額：80万円～240万円程度

### 学校における感染症対策への支援

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・教室における3密対策として換気を徹底するためのサーキュレーターやCO<sub>2</sub>モニター等の購入経費
- ・教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費

### コロナ対策等に資する教職員研修等支援

- ・感染症対策等に資する研修に必要な経費
- ・オンライン学習等に資するICT研修に必要な経費
- ・その他自己研鑽、能力開発研修等に必要な経費
- ※受講料、旅費、謝金、図書購入費、会議費等を支援

- ◆補助率：公立・私立1/2、国立10/10

## II 幼稚園の感染症対策支援 24億円

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、消毒液やペーパータオル等の保健衛生用品等の購入費を支援

- ◆補助対象：幼稚園、幼稚園型認定こども園
- ◆補助対象経費：感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品等の購入費
- ◆補助率：公立・私立1/2、国立10/10  
(定員規模に応じて、1施設当たり30万円～50万円)

## III 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業 53億円

特別支援学校のスクールバスについては、幼児児童生徒の安全上の観点から換気が行いにくく、3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスクの低減を図る取組の強化を図るため、支援を実施

- ◆補助対象：特別支援学校
- ◆補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬
- スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組
- ・通常時運行のスクールバスに加え、スクールバスの増便やジャンボタクシーの借り上げなどスクールバスに乗車する医療的ケア児等の罹患を防ぐための福祉タクシー等借り上げ
- ◆補助率：公立・私立1/2、国立10/10

# GIGAスクール構想の拡充

令和2年度第3次補正予算額 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数



**Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。**

目指すべき次世代の学校・教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



## 児童生徒の端末整備支援

- 「1人1台端末」の実現
- ◆国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
 

対象：国・公・私立の小・中・特支等	令和元年度 1,022億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)	令和2年度1次 1,951億円
私立：1/2(上限4.5万円)	
- ◆国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援
 

対象：国・公・私立の高・特支等	令和2年度3次 161億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)	
私立：原則1/2	
- 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備
 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
 

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和2年度1次 11億円
国立、公立：定額 私立：1/2	令和2年度3次 4億円

## 学校ネットワーク環境の全校整備

- 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援
 加えて電源キャビネット整備の支援
 

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	令和元年度 1,296億円
公立、私立：1/2 国立：定額	令和2年度1次 71億円

## 学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援
 

対象：公立の小・中・高・特支等	公立：1/3
-----------------	--------

 学校施設環境改善交付金の内数



## GIGAスクールサポーターの配置

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の配置経費を支援
 

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	公立、私立：1/2 国立：定額	令和2年度1次 105億円
---------------------	-----------------	---------------

## 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

- 家庭学習のための通信機器整備支援
 Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援
 

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)	令和2年度1次 147億円
		令和2年度3次 21億円
- 学校からの遠隔学習機能の強化
 臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
 

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等	公立、私立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)	令和2年度1次 6億円
---------------------	-----------------------------------	-------------
- オンライン学習システム(CBTシステム)の導入
 学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等
 

		令和2年度1次 1億円
		令和2年度3次 22億円

# 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和3年度予算額 35億円  
(前年度当初予算額 25億円)



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

## ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

- ◆ ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 71百万円 (新規)
  - ① ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究  
自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や担当教員の指導の質の向上など、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施
  - ② ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発  
職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発による効果的な指導の在り方について研究を実施
  - ③ 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究  
文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出
  - ④ 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業  
高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

- ◆ 教科書デジタル化を活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 240百万円 (207百万円) (拡充)  
発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタル化を活用した音声教材等に関する効果的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

## 切れ目ない支援を支える基盤の構築

- ◆ 切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置 (拡充)  
(切れ目ない支援体制整備充実事業2,352百万円の内数)  
自治体の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援
- ◆ 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 16百万円 (21百万円)  
特別支援学校(聴覚障害)と保健、医療、福祉等が連携した教育相談体制構築の実践研究等を実施

## 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

- ◆ 医療的ケアのための看護師の配置 (拡充)  
(切れ目ない支援体制整備充実事業2,352百万円の内数)  
2,100人 ⇒ 2,400人 (+300人)  
自治体等による医療的ケアのための看護師配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗する看護師の配置を含む）を支援
- ◆ 学校における医療的ケア実施体制充実事業 42百万円 (29百万円) (拡充)
  - ① 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究 (新規)  
中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなど、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について研究を実施
  - ② 医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保 (拡充)  
医療的ケアのための看護師が、学校現場で働くに当たっての基礎知識や、最新の医療や看護等の知識・技能を習得するための系統的な研修を推進

## 新型コロナウイルス感染症対策

- ◆ 低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 653百万円 (拡充)  
(特別支援教育就学奨励費の内数) (要保護世帯⇒I区分へ対象拡充)  
低所得世帯（I区分）へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

- ◆ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 70百万円 (150百万円)  
指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施
- ◆ その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

**背景** ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

## 1. ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究 19百万円

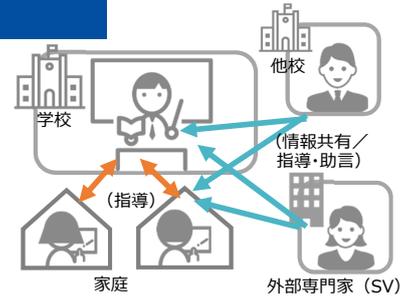
障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や、担当教員に対する指導助言の手法を充実することによる指導の質の向上などの観点から、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究する。

以下の観点についてICTを活用した実践を行う。

- ① 児童生徒の実態把握の在り方
- ② 効果的な指導の実践・評価の在り方
- ③ 在籍学級、外部の専門家、保護者等との連携の在り方

成果

指導事例、対応する際のポイント、留意事項等について整理し、指導のマニュアルを作成する。



対象校種	小・中・高等学校、特別支援学校	委託先	教育委員会、大学	箇所数、単価、期間	6箇所、310万円/箇所、2年	委託対象経費	研究事業の実施に必要な経費(謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等)
------	-----------------	-----	----------	-----------	-----------------	--------	-----------------------------------

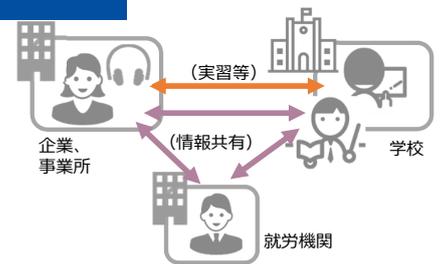
## 2. ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発 9百万円

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- PCの基礎スキル、ウェブデザイン、遠隔による接客など、企業等と連携した新たな職域に関する指導の実践
- 新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発
- 遠隔で行う職場実習(評価の手法についての検討・実践)

成果

実践を踏まえて、新たな職域・働き方に求められる資質・能力、その力を育成するための指導法、実習事例などをまとめ、他自治体に共有する。



対象校種	特別支援学校(高等部)	委託先	教育委員会	箇所数、単価、期間	3箇所、300万円/箇所、2年	委託対象経費	研究事業の実施に必要な経費(謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等)
------	-------------	-----	-------	-----------	-----------------	--------	-----------------------------------

## 3. 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究 20百万円

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出する。

- 知的障害(国語、算数・数学、音楽)
- 聴覚障害(言語指導・言語)



紙の教科書



デジタル化



委託先	民間団体	箇所数、単価、期間	4箇所、500万円/箇所、1年	委託対象経費	研究事業の実施に必要な経費(人件費、委員等旅費、謝金等)
-----	------	-----------	-----------------	--------	------------------------------

## 4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 20百万円

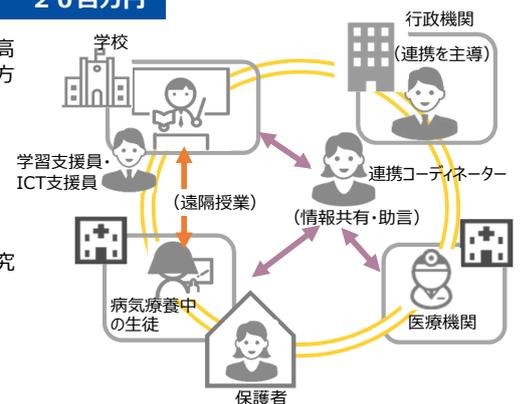
小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会確保や復学支援がなされてこなかった、高等学校段階における病気療養中等の生徒(※)に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施。

※ 長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- ① 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査(ICT機器の整備状況、通信環境等)
- ② 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究
- ③ 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究
- ④ 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究

成果

調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。



対象校種	高等学校、特別支援学校(高等部)	委託先	教育委員会	箇所数、単価、期間	5箇所、400万円/箇所、2年	委託対象経費	研究事業の実施に必要な経費(謝金、委員等旅費、消耗品費等)
------	------------------	-----	-------	-----------	-----------------	--------	-------------------------------

# 切れ目ない支援体制整備充実事業

令和3年度予算額 24億円  
(前年度予算額 19億円)



文部科学省

## I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ※1を支援

- 1. 連携体制を整備**  
教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備  
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど
  - 2. 個別の教育支援計画等の活用**  
就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり  
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築
  - 3. 連携支援コーディネーターの配置**  
教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進  
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援
  - 4. 普及啓発**  
市民や他の自治体への普及啓発
- ※1 交付初年度から3年を限りとする。

**【参考】共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会**  
○ インクルーシブ教育システムを構築する上では、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域 特別支援連携協議会」が設けられるとともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要である。  
○ インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組む必要がある。また、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある。

## II 医療的ケアのための看護師、外部専門家の配置

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による**看護師配置**※2を支援 2,100人⇒2,400人【拡充】

個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、**専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置**を支援 348人

**【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について(初等中等教育局長通知)**  
学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。

**【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領**  
第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い  
児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。

<b>対象校種</b>	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	<b>実施主体</b>	都道府県、市区町村 特別支援学校等を設置する学校法人
<b>補助対象経費</b>	人件費、会議費など	<b>補助割合</b>	国 1/3 都道府県・市区町村・学校法人 2/3

# 学校における医療的ケア実施体制充実事業

令和3年度予算額 0.4億円  
(前年度予算額 0.3億円)



文部科学省

## I 小・中学校等における医療的ケア児の受け入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後に、引き続き、人工呼吸器を使用したり、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子供(以下「医療的ケア児」という。)が増加傾向にある。こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小・中学校等でも見られるようになってきた。

中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方を調査研究

**【参考1】過去5年間の医療的ケア児の推移**  
(公立特別支援学校) H27: 8,143人 ⇒ R1: 8,377人(234人増)  
(公立小・中学校) H27: 839人 ⇒ R1: 1,146人(307人増)

**【参考2】新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議「これまでの議論の整理」(R2.7.17)**  
医療的ケアを必要とする子供が増加傾向にあることを踏まえ、例えば、中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について早急に検討する必要がある。



## II 医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保

看護師は医療現場で働くことを前提としたトレーニングを受けていることから、学校現場での立ち位置や専門性に戸惑うことが多く、早期離職の原因の一つとなり、人材確保が課題となっている。また、学校配置の看護師の専門性の向上を図るため、最新の医療や看護技術、医療機器に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保する必要がある。

医療的ケアのための看護師に対する系統的な研修体制の整備 ⇒ ①導入・基礎知識の習得、②より実践的な知識・技術の習得

<b>対象校種</b>	I 公立の小・中学校等 II 幼稚園、小・中高等学校、特別支援学校等	<b>委託先</b>	I 小・中学校等の設置者である市町村等 II 法人格を有する団体
<b>箇所数 単価 期間</b>	I 5箇所 500万円/箇所 3年 II ① 1箇所 1,000万円/箇所 1年 II ② 1箇所 500万円/箇所 1年	<b>委託対象経費</b>	人件費、会議費、研修費など

## 背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」（以下、「就学奨励法」）では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

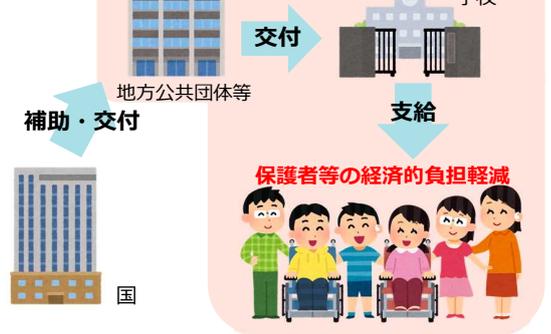
## 事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

### ● R3予算における制度の拡充

・オンライン学習通信費の対象拡充（要保護世帯 → I 区分全体）

### ◆ 支給イメージ



支援対象	国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒 国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒	補助対象費目	教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等
実施主体	国（国立大学法人） 都道府県・市町村（特別区含む）	負担割合	国 1/2（国立分は10/10） 都道府県・市町村 1/2

# 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

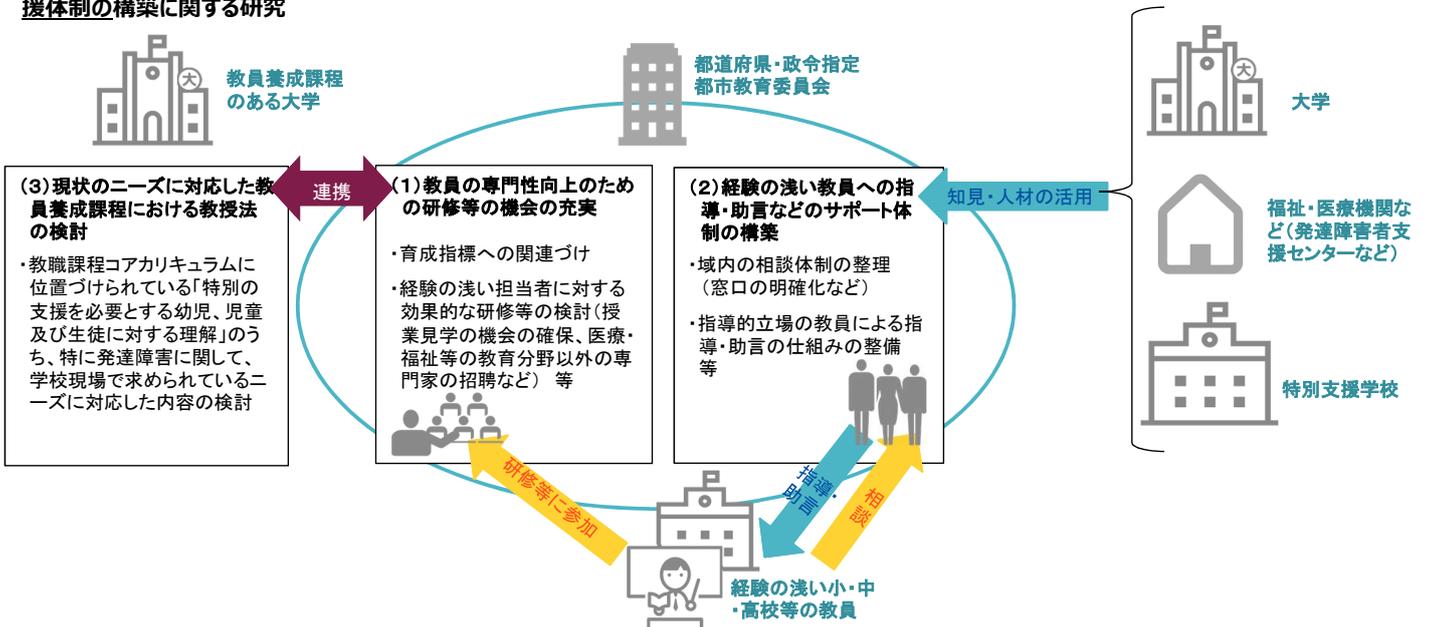
令和3年度予算額 0.5億円  
（前年度予算額 1.3億円）

**背景** 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導については教員の専門性の向上が喫緊の課題となっている。学校組織の中で経験豊富な教員から若手教員へ知識等を伝達していく環境、及び、市町村教育委員会における知見が、必ずしも十分ではないことも踏まえると、特に、指導経験が浅く、十分な知識や技術のない教員に対する支援体制の構築が必要となっている。

## 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

44百万円

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教員（通常の学級や通級による指導等の担当）の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究



対象校種	小、中、高等学校	委託先	都道府県・指定都市教育委員会	箇所数、単価、期間	7箇所、620万円/箇所、3年（令和2年度より）	委託対象経費	研究事業の実施に必要な経費（謝金、委員等旅費、消耗品費等）
------	----------	-----	----------------	-----------	--------------------------	--------	-------------------------------

# 保健、医療、福祉と連携した 聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

令和3年度予算額  
(前年度予算額)

0.1億円  
0.2億円



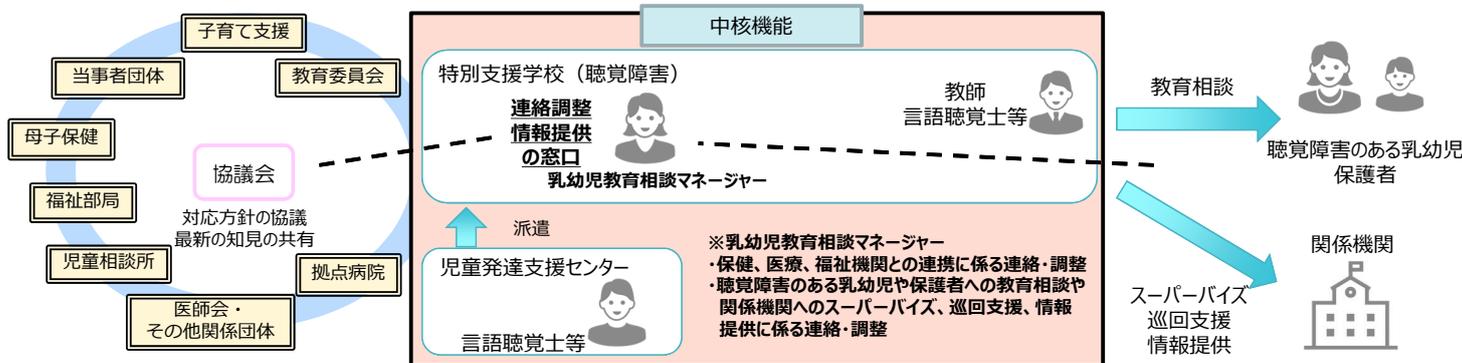
文部科学省

## 背景説明

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

## 事業内容

- 特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の拡充
  - ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
  - ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）
- 乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



対象校種	公立の特別支援学校（聴覚障害）
------	-----------------

委託先	都道府県等教育委員会
-----	------------

箇所数	4箇所
単価	248万円/箇所
期間	1年

委託対象経費	事業実施に必要な経費（謝金、旅費、消耗品費等）
--------	-------------------------

# 特別支援教育に関する実践研究充実事業

令和3年度予算額  
(前年度予算額)

0.3億円  
0.7億円



文部科学省

## 1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・研究を行い、特別支援教育の質の向上を図るべく、特別支援教育に関する実践研究充実事業を実施する。

## 2 内容

### ○政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、実態の調査・分析を行い、その成果を全国に普及するとともに、政策立案等に活用する。

#### 【課題例】

#### ①特別支援学校教諭の養成課程

特別支援学校教諭の養成課程の現状と課題を調査・分析し、今後の望ましい養成課程の在り方について検討を行い、特別支援学校教諭の養成課程のコアカリキュラムの作成を行う。

#### ②知的障害者に対する通級による指導

知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の有効性について調査、研究を行う。

#### ③その他政策上の課題の改善のための調査研究

指導事例が蓄積されにくい盲ろう児に対する指導の充実のために必要な取組の検討など、政策上の課題となっている事項の改善のために調査研究を行う。

対象校種	②国公立の小学校・中学校
------	--------------

委託先	大学等研究機関、民間団体、都道府県等教育委員会等
-----	--------------------------

箇所数	3箇所
単価	900万円/箇所
期間	1年

委託対象経費	研究開発に必要な経費（人件費、旅費、謝金、消耗品費等）
--------	-----------------------------

## 単独事業

### ◇特別支援教育支援員の配置の充実【拡充】

公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置経費を措置。＜普通交付税＞



### ◇学校における医療的ケア対策の充実【新規】

特別支援学校において医療的ケアに対応するために教育委員会等が医療的ケアに知見のある医師（医療的ケア指導医）を委嘱する際に要する経費について措置。＜普通交付税＞

## 補助事業

### ◇切れ目ない支援体制の整備充実【継続】（国費24億円、地方負担額49億円）

「特別な支援を必要とする子供への修学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備」や「看護師・外部専門家配置」に必要な経費を措置。＜普通交付税＞



特別支援教育就学奨励費負担割合一覽

令和3年4月1日現在

区分	特別支援学校															小・中学校				
	幼稚部			小学部			中学部			高等部			特別支援学級			通常の学級 (令22条の3)				
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I・II	III	I・II	III	
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	-	-	-	-	
学校給食費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	1/2	-	
通 学 費	本人経費	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	-	10/10	1/2	10/10	1/2
	付添中 付添人経費	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-
	付添のため	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-
帰 省 費	本人	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	-	-	-	-	-
	付添中 付添人経費	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-
	付添のため	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-
交流及び共同学習費	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-	-	-	10/10	1/2	10/10	1/2	
寄宿舎 居住に 伴う経 費	寝具購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	-
	日用品等購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-
	食費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-
修学 旅行等	本人経費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-	1/2	-
	付添人経費	-	-	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-	-	-	-	-
	校外活動等 参加費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	(肢重)	(肢重)	-	(肢重)	(肢重)	-	-	-	-	-	-	-	-
職場実習費	交通費	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	-	(中学校)	(中学校)	(中学校)	(中学校)
	宿泊費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-
学用品 購入費	学用品・通学用品 購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-	1/2	-
	新入学児童・生徒 学用品・通学用品 購入費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-	1/2	-
オンライン学習通信費	-	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	(支弁 区分1)	-	(支弁 区分1)	-	

- (注) 1 網掛け( )の欄は、負担金分を示し、その他の欄は、補助金分を示す。交付金分は、負担金分と補助金分を合わせた分である。  
 2 表中「令22条の3」は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒が対象である。  
 3 表中「I」、「II」及び「III」は、保護者の経済的負担能力による区分である。  
 4 表中「肢」は肢体不自由の児童・生徒、「重」は重度・重複障害を有する児童・生徒である。  
 5 交通費の付添人経費で「付添中」は、幼児、児童又は生徒に付添っている場合であり、「付添のため」は、幼児、児童又は生徒送迎のため保護者が単独で往復する場合  
 6 特別支援学級の交通費のうち職場実習費については、中学校が対象である。  
 7 高等部の学用品・通学用品購入費のうち、「ICT」はICT機器購入費(加算分)である。

## ポイント

- ・ 障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「一貫した教育支援」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・ 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方を整理。
- ・ 市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・ 障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

## 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

### 1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市区町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

## 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

### 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

### 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

・ 就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

### 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・ 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
  - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
  - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
  - ・ 障害のある外国人について

### 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

・ 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

### 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

### 第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

## 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

### 1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・ 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・ 障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の**参考様式**を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



## 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

### 背景

- 学校に在籍する**喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等**（以下「医療的ケア児」という。）は**年々増加**するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、**医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。**
- 「**学校における医療的ケアの今後の対応について**（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」  
→ 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、**小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す**
- 令和3年6月に「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が成立（国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。）

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

## 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

### 第1編 医療的ケアの概要と実施者

医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

### 第2編 学校における受け入れ体制の構築

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市区町村教育委員会等による総合的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

### 第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう**医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載**

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「**障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～**」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP）



3 文科初第 8 6 1 号  
令和 3 年 8 月 2 3 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿  
各構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項  
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
瀧 本 寛

#### 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 37 号）が、令和 3 年 8 月 23 日に公布され、同日施行されました。

今回の改正は、学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGA スクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容を規定するものです。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、関係する規定の整備等について、今後、適宜御対応願います。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分御周知願います。

#### 記

##### 1 改正の概要

(1) 医療的ケア看護職員について

小学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。以下同じ。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）の療養上の世話又は診療の補助に従事する医療的ケア看護職員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「施行規則」という。）第65条の2関係）。

(2) 情報通信技術支援員について

教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する情報通信技術支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第65条の5関係）。

(3) 特別支援教育支援員について

教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する特別支援教育支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第65条の6関係）。

(4) 教員業務支援員について

教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第65条の7関係）。

なお、上記（1）～（4）については、小学校における職員に関する規定に位置付けるとともに、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用させること（施行規則第39条、第79条、第79条の8第1項、第104条第1項、第113条第1項及び第135条第1項関係）。

(5) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定の幼稚園への準用について

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園に準用させること（施行規則第39条、第65条の3及び第65条の4関係）。

(6) 施行期日

本省令の施行期日を公布日（令和3年8月23日）としたこと。

## 2 留意事項

(1) 医療的ケア看護職員について

- ① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）において、学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするため、学校の設置者に対して、看護師等の配置等の措置を講ずることが求められているなど、学校現場への配置の必要性が高まっている医療的ケア看護職員について、医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として、施行規則第65条の2に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。
- ・ 医療的ケア児のアセスメント
  - ・ 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施
  - ・ 医療的ケア児の健康管理
  - ・ 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言
- ② 医療的ケア看護職員は、保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）をもって充てること。
- ③ 医療的ケア看護職員は、例えば、施行規則第65条の3及び第65条の4で規定する、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと同様、学校に配置される者の名称であり、この度の改正により、看護師等と異なる新たな資格を設けるものではないこと。
- ④ 医療的ケア看護職員の職務内容として規定される「療養上の世話又は診療の補助」※とは、医療的ケア児に対して、施行規則第65条の2に規定される医療的ケアやそれに関連する業務を行うものであること。
- ※「療養上の世話又は診療の補助」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）において規定される看護師の業である。

## （2）情報通信技術支援員について

- ① 情報通信技術支援員は、GIGAスクール構想の推進により、全国の小中学校等において、児童生徒の1人1台端末や高速大容量の通信環境等が整備され、学校への配置の必要性がますます高まっているICT支援員について、教職員の日常的なICT活用の支援に従事する職員として、施行規則第65条の5に規定するものであり、その具体的な職務内容は、ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等が考えられること。

詳細については、「教育の情報化に関する手引-追補版-(令和2年6月)」第8章第2節を参照のこと。

（参考）「教育の情報化に関する手引」について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00117.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)

- ② 国においては、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018年度～2022年度）」において、情報通信技術支援員（ICT支援員）を4校に1人配置することを目標とし、地方財政措置を講じているところであり、各都道府県・指定都市教育委員会等におかれては、その趣旨に鑑み、情報通信技術支援員の配置促進に積

極的に努め、GIGA スクール構想の実現、推進を図られたいこと。

### (3) 特別支援教育支援員について

① 中央教育審議会答申「「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月26日)や「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」(令和3年1月)においても適切な配置や確保、活用等について報告されるなど学校現場における重要性が高まっている特別支援教育支援員について、教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する職員として、施行規則第65条の6に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

- ・ 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
- ・ 学習支援
- ・ 学習活動、教室間移動等における介助
- ・ 健康・安全確保
- ・ 周囲の児童生徒の障害理解促進

② 特別支援学校において「介助員」「介助職員」「介護職員」等の名称により既に配置されている職員について、「特別支援教育支援員」の名称を使用することが望ましいが、この度の改正により、当該名称の使用を妨げたり、当該職員の職務内容に変更を加えたりするものではないこと。

### (4) 教員業務支援員について

① 教員業務支援員は、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月25日)(以下「働き方改革答申」という。)等において配置の必要性が指摘されているスクール・サポート・スタッフについて、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員として、施行規則第65条の7に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

- ・ 学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
- ・ 採点業務の補助
- ・ 来客対応や電話対応
- ・ 学校行事や式典等の準備補助
- ・ 各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業

また、上記以外の職務内容についても、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、従事することを妨げるものではなく、例えば、新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動(消毒作業を含む。)や子供の健康観察の取りまとめ作業についても従事可能であること。

- ② 教員業務支援員が配置される各学校においては、校長等の管理職が学校組織マネジメントを行い、教員業務支援員が教職員及び様々な支援スタッフ（以下「教職員等」という。）との適切な役割分担の下で、教職員等と連携しながら業務に従事できるよう、勤務の体制や環境等に配慮すること。

また、各学校を所管する教育委員会等においては、教員業務支援員が円滑に業務に従事できるよう、例えば、教員業務支援員や教職員等が参照可能な手引やマニュアルの作成、教職員等から教員業務支援員に対して業務を依頼するに当たっての方法の整理等により、各学校における教員業務支援員の活用を支援すること。

- ③ 今般規定する教員業務支援員については、各都道府県・指定都市教育委員会等において、従前から独自の名称を使用している場合があるところ、今後、教員業務支援員の名称を使用することが望ましいが、当該独自の名称を使用することを妨げるものではないこと。

- ④ 働き方改革答申において、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に整理され、文部科学省においては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）等により、各業務の役割分担・適正化のために必要な取組の実施をお願いしているところ、教員業務支援員が担う業務については、主に「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に含まれるものであり、各業務の役割分担・適正化に係る取組を一層推進する観点からも、教員業務支援員の積極的な配置促進を図りたいこと。

また、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和2年7月17日付け2初初企第14号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）により、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境の整備についてお願いしているところ、こうした取組の一層の推進のためにも、教員業務支援員の積極的な配置促進が有効であること。

#### (5) 幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用について

- ① 幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用にあたっては、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における留意事項等を示した「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成29年3月31日付け28文科初第1747号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえつつ、多様な背景を持つ家庭や幼児の発達の課題に対応する観点に留意すること。
- ② 幼稚園においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活

用する際には、地域の小中学校に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーや、幼児教育アドバイザー等を含む自治体における幼児教育推進体制等との連携に留意すること。

**【本件連絡先】**

(医療的ケア看護職員及び特別支援教育支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111 (内線 3193)

(情報通信技術支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

情報教育・外国語教育課 情報教育振興室

TEL:03-5253-4111 (内線 2702)

(教員業務支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

財務課校務調整係

TEL:03-5253-4111 (内線 2587)

(幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクール  
ソーシャルワーカーに関する規定関係)

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課企画係

TEL:03-5253-4111 (内線 3136)

3 文科初第 1071 号  
令和 3 年 9 月 17 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
瀧 本 寛

#### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）（以下「法」という。）は、令和 3 年 6 月 18 日に公布され、令和 3 年 9 月 18 日に施行される所です。

今回の法制定は、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本的な理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたものです。

法の目的及び概要は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（令和 3 年 6 月 18 日付け府子本第 742 号、3 文科初第 499 号、医発 0618 第 1 号、子発 0618 第 1 号、障発 0618 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（以下「公布通知」という。）のとおりですが、学校に関する留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、法の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますようお願いいたします。

なお、医療的ケア児支援センターの業務等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」（令和 3 年 8 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

事務連絡) のとおり、医療的ケア児支援センターの業務内容は、医療的ケア児等からの相談への助言等、関係機関等への情報提供及び研修、医療的ケア児支援センターと関係機関等との連絡調整が役割となっており、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いいたします。

また、保育所の設置者等の責務等及び国の補助制度等については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る保育所等における医療的ケア児への支援の推進について」(令和3年9月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課地域保育係事務連絡) のとおりですので、教育委員会や学校等におかれては、必要に応じ連携いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

## 記

### 留意事項

#### (1) 定義(第2条関係)

- ① 「医療的ケア」の定義は、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)において、医師の指示の下、医療的ケア看護職員や喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)を行うことができる介護福祉士、認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)が従前から行っている医療的ケアの範囲を変更するものではないこと。(第2条第1項関係)
- ② 「医療的ケア児」の定義は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳未満の者に加え、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれること(以下「児童生徒等」という。)(同条第2項関係)

#### (2) 基本理念(第3条関係)

- ① 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療

的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要である。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であること。

なお、障害のある児童生徒等の就学先については、従前から学校教育法施行令等に基づき、本人やその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意向を可能な限り尊重しながら、障害の状態等、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市区町村教育委員会が決定することとなっており、医療的ケア児の就学先の決定について、従前からの就学先決定の仕組みに直接的な影響を与えるものではないこと。（第3条第2項及び第4項関係）

② 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講じるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重しなければならないが、また、居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるようにするため、具体的に次のような配慮を行うことが考えられること。（同条第4項及び第5項関係）

○ 医療的ケア児が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが求められていることから、医療的ケア児が医療的ケアを必要としていることだけを理由に、あるいは、医療的ケアに対応した環境や体制が整っていないことを理由に、画一的に学校への入学や転入学が拒否されることがないようにする必要があること。

○ 現在、医療的ケア看護職員が常時配置されていない学校に通学している医療的ケア児が、本法施行後に、医療的ケア看護職員が常時配置されていないことを理由に通学できなくなることがないようにする必要があること。

(3) 地方公共団体の責務（第5条関係）及び学校設置者の責務（第7条関係）

① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び（2）の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すること。（第5条関係）

② 学校の設置者が行う支援は、公布通知及び基本理念にのっとり行う必要があるが、その留意点としては、主に次のものが考えられること。（第7条関係）

係)

- 現に学校に在籍しない、又はこれから学校に入学や転入学をする予定の医療的ケア児を含め、基本理念にのっとり、切れ目なく医療的ケア児の支援を行うことが必要であること。
- 市区町村教育委員会は、医療、保健、福祉等の関係部局等と連携し、保護者の理解と協力の下、就学前の認定こども園や幼稚園、保育所等と学校等との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげること。

#### (4) 教育を行う体制の拡充等（第10条関係）

- ① 地方公共団体は、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援について、公布通知及び基本理念にのっとり、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充のため、主に次のような措置を講ずること。（第10条第1項関係）

- 「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知）や「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）等を参考にして、域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定したり、教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等（保健師、助産師、看護師若しくは准看護師のことをいう。以下同じ。）などの関係者から構成される会議体を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備すること。
- 学校において医療的ケア児を受け入れるに当たり、学校が以下の取組等を通して、組織的な体制の整備をすることができるように、教育委員会が域内の学校を支援すること。
  - ・ 教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領を策定すること。
  - ・ 組織的に医療的ケアを実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置すること。
- 国においては、医療的ケア看護職員を、学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠で

ある児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として学校教育法施行規則第65条の2に規定するとともに、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、地方公共団体等における医療的ケア看護職員の配置に係る補助（教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業））を行っているところであり、地方公共団体及び学校の設置者におかれては、その趣旨に鑑み、積極的に医療的ケア看護職員の配置促進に努め、学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進を図ること。

② 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第2項関係）

○ 医療的ケア児の自立を促す観点からも、保護者に付添いの協力を得ることについては、以下の場合などの真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること。

・ 医療安全を確保する観点から、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際などに、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を保護者から学校に引き継ぐ場合など

○ 特に入学当初の学校の体制整備の準備を進めるに当たっては、就学先決定後、速やかに学校・保護者・看護師・主治医・学校医等や関係機関等が連携し、実施体制の準備が進められるような体制づくりに取り組むことも考えられること。

○ 医療的ケア看護職員の配置に当たっては、学校の設置者が看護師等を自ら雇用するだけでなく、地域の実情や医療的ケア児の状況等を踏まえ、医療機関や訪問看護ステーション等に委託することも可能であること。

③ 地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士や認定特定行為業務従事者を学校に配置する際、具体的に次のような措置を講ずること。（同条第3項関係）

○ 学校において医療的ケアを実施する場合には、喀痰吸引等を含め、看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等が支援する体制が考えられるが、各学校等の実情に応じて体制を構築すること。

○ 医療的ケア児の状態や医療的ケアの内容により、介護福祉士や認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施する場合には、主治医等の意

見を踏まえつつ、特定の医療的ケア児との関係性が十分認められた上で、医療的ケアのうち、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養について実施し、看護師等が巡回する体制を構築することなどが考えられること。

<添付資料>

- 別添 1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）
- 別添 2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について（令和 3 年 6 月 18 日付け府子本第 742 号、3 文科初第 499 号、医発 0618 第 1 号、子発 0618 第 1 号、障発 0618 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係  
TEL:03-5253-4111（内線 3967）

## ○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策（第九条―第十三条）

第三章 医療的ケア児支援センター等（第十四条―第十八条）

第四章 補則（第十九条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第三項及び第十四条第一項第一号において同じ。）に在籍するものをいう。次条第二項において同じ。）をいう。

（基本理念）

第三条 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない。

4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。第十条第二項において同じ。）の意思を最大限に尊重しなければならない。

5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

（保育所の設置者等の責務）

第六条 保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置者、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所又は学校教育法第一条に規定する幼稚園であるものを除く。以下同じ。）の設置者及び家庭的保育事業等（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項及び第九条第二項において同じ。）を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

2 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下この項及び第九条第三項において同じ。）を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策

（保育を行う体制の拡充等）

第九条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の仕事・子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（次項並びに次条第二項及び第三項において「看護師等」という。）又は喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第三項において同じ。）を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。  
（教育を行う体制の拡充等）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。  
（日常生活における支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとする。  
（相談体制の整備）

第十二条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。  
（情報の共有の促進）

第十三条 国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、

教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

### 第三章 医療的ケア児支援センター等

（医療的ケア児支援センター等）

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であつて当該業務を適正かつ確実にを行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 医療的ケア児（十八歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

二 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項に規定する業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。  
（秘密保持義務）

第十五条 医療的ケア児支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

（報告の徴収等）

第十六条 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第十七条 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの第十四条第一項に規定する業務

府子本第 742 号  
3 文科初第 499 号  
医発 0618 第 1 号  
子発 0618 第 1 号  
障発 0618 第 1 号  
令和 3 年 6 月 18 日

の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、医療的ケア児支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は医療的ケア児支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第四章 補則

(広報啓発)

第十九条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援の重要性等について国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発等の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他医療的ケア児の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校  
設 置 会 社 を 所 轄 す る 構 造 改 革  
特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の  
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )  
文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」(以下「法」という。)は令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日(公布の日から起算して3月が経過した日)から施行されることである。

法の目的及び概要は下記のとおりであるので、管内区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、法の運用に遺憾のないようにご配慮いただきたい。

## 第1 法の目的

この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたこと。

## 第2 法の概要

### 一 総則

#### 1 定義について（第2条関係）

- (1) 「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他の医療行為としたこと。
- (2) 「医療的ケア児」の定義を、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）に在籍するものをいう。二の1(2)において同じ。）としたこと。

### 二 基本理念

#### 1 基本理念について（第3条関係）

- (1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないものとしたこと。
- (2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないものとしたこと。
- (3) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が18歳に達し、

又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならないものとしたこと。

- (4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。三の2(2)において同じ。）の意思を最大限に尊重しなければならないものとしたこと。
- (5) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならないものとしたこと。

#### 2 国の責務について（第4条関係）

国は、1の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有するものとしたこと。

#### 3 地方公共団体の責務について（第5条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するものとしたこと。

#### 4 保育所の設置者等の責務について（第6条関係）

保育所の設置者、認定こども園（保育所又は幼稚園であるものを除く。以下同じ。）の設置者及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

また、放課後児童健全育成事業を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

#### 5 学校の設置者の責務について（第7条関係）

学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

6 法制上の措置等について（第8条関係）

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとしたこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策

1 保育を行う体制の拡充等について（第9条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法の仕事・子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(2) 保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）又は喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。三の2(3)において同じ。）を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

2 教育を行う体制の拡充等について（第10条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(2) 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

3 日常生活における支援について（第11条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとしたこと。

4 相談体制の整備について（第12条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとしたこと。

5 情報の共有の促進について（第13条関係）

国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

四 医療的ケア児支援センター等

1 医療的ケア児支援センター等について（第14条関係）

(1) 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるものとしたこと。

① 医療的ケア児（18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下1及び六の2(2)において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

② 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

④ ①から③までに掲げる業務に附帯する業務

(2) (1)による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行うものと

したこと。

(3) 都道府県知事は、1の業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとしたこと。

## 2 秘密保持義務について（第15条関係）

医療的ケア児支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないものとしたこと。

## 3 報告の徴収等について（第16条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができるものとしたこと。

## 4 改善命令について（第17条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとしたこと。

## 5 指定の取消しについて（第18条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターが3による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは3による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は医療的ケア児支援センターが4による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができるものとしたこと。

## 五 補則

### 1 広報啓発について（第19条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援の重要性等について国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとしたこと。

### 2 人材の確保について（第20条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

### 3 研究開発等の推進について（第21条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他医療的ケア児の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとしたこと。

## 六 施行期日等

### 1 施行期日について（附則第1条関係）

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行するものとしたこと。

### 2 検討について（附則第2条関係）

(1) この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしたこと。

(2) 政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

3 文科初第 1076 号  
令和 3 年 9 月 24 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各構造改革特別区域法第 12 条第 1 項  
の認定を受けた各地方公共団体の長  
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
下 間 康 行

文部科学省初等中等教育局長  
伯 井 美 徳

#### 特別支援学校設置基準の公布等について(通知)

この度、特別支援学校設置基準(令和 3 年文部科学省令第 45 号)(以下「設置基準」という。)が、令和 3 年 9 月 24 日に公布され、総則及び学科に係る規定については令和 4 年 4 月 1 日から、編制並びに施設及び設備に係る規定については令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

設置基準は、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 3 条に基づき制定するものです。制定に当たっては、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としております。

設置基準の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏のないようお取り計らいください。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

また、設置基準の制定の趣旨を踏まえ、都道府県教育委員会においては市町村立特

別支援学校の設置認可に係る審査基準について、都道府県においては私立学校の設置認可に係る審査基準等について必要な見直しを行うなど、設置に係る認可事務の適切な実施をお願いします。

## 記

### 1 設置基準の制定の趣旨

これまで、特別支援学校については、学校教育法第3条に基づく独立した設置基準は定められておらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び特別支援学校の高等部の学科を定める省令（昭和41年文部省令第2号）に、設備編制等の基本的事項についてのみ定められていた。

今回、設備編制等の基本的事項について改めて定めるとともに、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第3条に基づき、設置基準を制定するものである。制定に当たっては、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定としている。

### 2 設置基準の概要

#### （1）趣旨（第1条）

- ① 特別支援学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとしたこと（第1項）。
- ② この設置基準を、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準として位置付けるとともに、特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編制、施設及び設備等がこの設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならないとしたこと（第2項及び第3項）。

#### （2）設置基準の特例（第2条）

- ① 高等部を置く特別支援学校で公立のものについては都道府県の教育委員会、私立のものについては都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、二以上の学科を設置する場合その他これに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、特別支援学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この基準に準じて、別段の定めをすることができるとしたこと（第1項）。
- ② 専攻科及び別科の編制、施設及び設備等については、この設置基準によらなければならないとしたこと。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備等に関し、必要と認められる範囲内において、この設置基準に準じて、別段の定めをすることができるとしたこと（第2項）。

(3) 学科の種類 (第3条及び第4条)

- ① 特別支援学校の高等部の学科は、普通教育を主とする学科 (普通科) 及び専門教育を主とする学科としたこと (第3条及び第4条第1項)。
- ② 専門教育を主とする学科は、次の区分に応じ、当該学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとしたこと (第4条第2項)。
  - 一 視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
    - イ 家庭に関する学科
    - ロ 音楽に関する学科
    - ハ 理療に関する学科
    - ニ 理学療法に関する学科
  - 二 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科
    - イ 農業に関する学科
    - ロ 工業に関する学科
    - ハ 商業に関する学科
    - ニ 家庭に関する学科
    - ホ 美術に関する学科
    - ヘ 理容・美容に関する学科
    - ト 歯科技工に関する学科
  - 三 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者 (身体虚弱者を含む。以下同じ。) である生徒に対する教育を行う学科
    - イ 農業に関する学科
    - ロ 工業に関する学科
    - ハ 商業に関する学科
    - ニ 家庭に関する学科
    - ホ 産業一般に関する学科

(4) 1学級の幼児、児童又は生徒の数 (第5条)

- ① 幼稚部の1学級の幼児数は、5人 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱 (身体虚弱を含む。以下同じ。) のうち2以上併せ有する幼児で学級を編制する場合にあっては、3人) 以下としたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと (第1項)。
- ② 小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数は、6人 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、3人) 以下としたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと (第2項)。
- ③ 高等部の1学級の生徒数は、8人 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する生徒で学級を編制する場合にあっては、3人) 以

下としたこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと（第3項）。

#### （5）学級の編制（第6条）

- ① 特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、幼稚部にあつては、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制するものとし、小学部、中学部及び高等部にあつては、同学年の児童又は生徒で編制するものとしたこと（第1項）。
- ② 特別支援学校の学級は、特別の事情がある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとしたこと（第2項）。

#### （6）教諭等の数等（第7条）

- ① 複数の部又は学科を設置する特別支援学校には、相当数の副校長又は教頭を置くものとしたこと（第1項）。
- ② 特別支援学校に置く主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）の数は、1学級当たり1人以上としたこと（第2項）。
- ③ 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができることとしたこと（第3項）。

#### （7）養護教諭等（第8条）

特別支援学校には、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の数等に応じ、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の児童等の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならないとしたこと。

#### （8）実習助手（第9条）

高等部を置く特別支援学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとしたこと。

#### （9）事務職員の数（第10条）

特別支援学校には、部の設置の状況、児童等の数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならないとしたこと。

#### （10）寄宿舎指導員の数（第11条）

寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿する児童等の数等に応じ、相当数の寄宿舎指導員を置かなければならないとしたこと。

(11) 他の学校の教員等との兼務（第12条）

特別支援学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができることとしたこと。

(12) 施設及び設備の一般的基準（第13条）

特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならないとしたこと。

(13) 校舎及び運動場の面積等（第14条）

- ① 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とするとしたこと。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと（第1項）。
- ② 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとしたこと。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができるとしたこと（第2項）。

(14) 校舎に備えるべき施設（第15条）

- ① 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとしたこと。ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室及び保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができるとしたこと（第1項）。
  - 一 教室（普通教室、特別教室等とする。ただし、幼稚部にあつては、保育室及び遊戯室とする。）
  - 二 自立活動室
  - 三 図書室（小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る。）、保健室
  - 四 職員室
- ② 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとしたこと（第2項）。

(15) その他の施設（第16条）

特別支援学校には、校舎及び運動場のほか、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあつては体育館を備えるものとしたこと。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとしたこと。

(16) 校具及び教具（第17条）

- ① 特別支援学校には、障害の種類及び程度、部及び学科の種類、学級数及び幼児、児童又は生徒の数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないとしたこと（第1項）。
- ② 校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならないとしたこと（第2項）。

(17) 他の学校等の施設及び設備の使用（第18条）

特別支援学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとしたこと。

(18) その他（附則）

- ① この設置基準は、令和4年4月1日から施行することとしたこと。ただし、編制並びに施設及び設備の規定は、令和5年4月1日から施行することとしたこと（第1項）。
- ② 編制並びに施設及び設備の規定の施行の際現に存する特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることとしたこと（第2項）。
- ③ 学校教育法施行規則の一部を次のように改正することとしたこと（第3項）。
  - ・ 第118条中「設置基準」を「設備、編制その他設置に関する事項」に、「この章に規定する」を「この章及び特別支援学校設置基準（令和三年文部科学省令第号）に定める」に改める。
  - ・ 第120条から第123条までを削除する。
- ④ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令は、廃止することとしたこと（第4項）。

3 設置基準に関する留意事項

(1) 趣旨（第1条）

「学校教育法その他の法令」には、私立学校法（昭和24年法律第270号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等が含まれるものであること。

(2) 設置基準の特例（第2条）

- ① 「その他これに類する場合」は、例えば、単一の学科の中でも複数のコース等を置く場合が考えられること。
- ② 都道府県教育委員会等が設置基準に準ずる別段の定めができる場合として、例えば、本科の施設と専攻科の施設を兼用する場合や、専攻科や別科の種類によって必要となる教職員や施設設備等が異なる場合が考えられること。

(3) 学科の種類（第3条及び第4条）

専門教育を主とする学科について、都道府県教育委員会等による「その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるもの」との規定に基づく学科に係る設置認可については、当該学科の編制や、当該学科において実施される教育課程の内容に基づく施設及び設備等について、教育上支障がなく必要と認められる範囲内で、設置基準に準じて、審査を行うよう十分留意すること。

(4) 1学級の幼児、児童又は生徒の数（第5条）及び学級の編制（第6条）

「特別の事情」とは、例えば、年度途中の転入があった場合、高等部のコース選択等で偏りが生じた場合、私立学校において定員を超える入学者があった場合等が考えられること。このような場合であっても、教室の狭隘化や指導上の課題等が生じていない場合は「教育上支障がない」と考えられること。

#### (5) 教諭等の数等（第7条）

- ① 特別支援学校に置くべき教諭等の最小限の数について規定したものであること。したがって、学校教育法、学校保健安全法その他の法令により必要とされる職員については、それぞれの法令の規定に従い、置くものであること（第2項）。
- ② 例えば、過疎地や離島等に設置された小規模な特別支援学校や分校等において、担当教科の免許状を保有した教諭の確保が困難な場合等に、副校長や教頭が教諭を兼ねることができると考えられること（第3項）。

#### (6) 養護教諭等（第8条）

養護教諭等は、学校教育法上、特別支援学校の幼稚部及び高等部においては必置とされていないが、特別支援学校における養護教諭等の職務内容の重要性を鑑み、可能な限り全ての特別支援学校に相当数の養護教諭等を置くこと。都道府県教育委員会等においては、域内の特別支援学校における養護教諭等について、児童等の数等に応じ、適切な配置が可能となるよう努めること。

#### (7) 実習助手（第9条）

実習助手は、実験・実習を伴う教科、科目について、教諭を補佐して行う指導や授業に関する事前準備等に従事する職として、高等部を置く特別支援学校には、相当数置くものとしたこと。都道府県教育委員会等においては、域内の特別支援学校の高等部における実習助手について、指導上の必要に応じ、適切な配置が可能となるよう努めること。

#### (8) 事務職員の数（第10条）

事務職員は、学校の管理運営に係る組織体制等を勘案し、地域の実情等に応じて適切な数を配置する必要があることから、相当数を置かなければならないとしたこと。都道府県教育委員会等においては、域内の特別支援学校における事務職員について、部の設置の状況、児童等の数等に応じ、適切な配置が可能となるよう努めること。

#### (9) 寄宿舎指導員の数（第11条）

寄宿舎指導員は、地域の実情等に応じて適切な数を配置する必要があることから、相当数を置かなければならないとしたものであること。都道府県教育委員会等においては、域内の特別支援学校における寄宿舎指導員について、寄宿する児童等の数等に応じ、適切な配置が可能となるよう努めること。

(10) 他の学校の教員等との兼務（第12条）

例えば、特別支援学校の教諭に小学校等の教諭としての兼務発令を行うことで、小学校等における通級による指導を担当すること等により小学校等の特別支援教育を支援する場合や、特別支援学校と隣接する小学校等で相互に副校長や教頭の兼務発令を行うことで学校間の連携を推進する場合には、特別支援学校に置く教員等は、他の学校の教員等と兼ねることができることを明らかにするものであること。また、他校の教員等と兼ねることができる教員数の割合については、都道府県教育委員会等において適切に判断すること。

(11) 校舎及び運動場の面積等（第14条）

- ① 本規定は、校舎及び運動場の面積について、必要な最低限の基準を定めるものであること。ここで、例えば、学校周辺が住宅地であるなどの地域の事情等により土地の確保が困難等の「特別の事情」があって、かつ近隣の学校等の施設等を使用して教育活動を実施できる場合等により「教育上支障がない」場合は、この限りでないこと。
- ② 各特別支援学校の校舎や運動場の面積は、学校施設に関する台帳に記載している面積に基づくものとする。なお、分教室等で他の学校の施設を利用・共用している場合であっても、学校施設に関する台帳に記載のない面積は当該特別支援学校の校舎や運動場の面積には算入しないこと。
- ③ 特別支援学校に通う児童等が増加傾向にあり、教室が不足している等の現状を鑑み、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、同一の敷地内又は隣接する位置以外の適当な位置に校舎及び運動場を設けることも可能としたこと。（第2項）。

(12) 校舎に備えるべき施設（第15条）

- ① 「特別教室等」には、例えば、音楽室や家庭教室等の特定の教科の指導等に用いられる教室が含まれ、「自立活動室」には、例えば、「触覚・聴覚指導室」「聴力検査室」「生活指導室」等の障害に応じた自立活動に用いられる部屋が含まれること。特別支援学校の設置者においては、児童等の障害の状態や教育内容等を踏まえ、適切な特別教室等を設置すべきであること（第1項）。
- ② また、設置基準は特別支援学校における教育活動を行う上で必要な最低限の施設を規定していることから、条文上明記している教室と自立活動室及び保育室と遊戯室以外の諸室については、それぞれの諸室の機能を果たす上でも、独立して設ける必要があること（第1項）。
- ③ 「専門教育を施すための施設」は、第15条第1項第1号で規定する特別教室以外の実習施設等を指すものであり、教育課程の実施上必要に応じて整備するものであること。例えば、特別支援学校の高等部に「理療」「歯科技工」「農業」等の専門

教育を主とする学科を置く場合、「施術所」「歯科技工実習室」「農場」等の学科の専門教育に必要な実習施設等を備える必要があると考えられること（第2項）。

(13) その他の施設（第16条）

特別支援学校には、小学部、中学部又は高等部を置く場合にあつては、体育館を備えるものとする。ただし、例えば、学校周辺が住宅地であるといった地域の事情等により土地の確保が困難である等の「特別の事情」があつて、近隣の学校等の体育館等を使用して教育活動を実施できる場合や障害の種類によって体育館を用いた教育活動が行われない場合等により「教育上支障がない」場合は、この限りでないこと。

(14) 他の学校等の施設及び設備の使用（第18条）

他の学校等の施設及び設備を使用することができる場合として、例えば、学校周辺が住宅地であるなどの地域の事情等により土地の確保が困難等の「特別の事情」があつて、近隣の学校等の施設及び設備を使用して教育活動を実施できる場合等により「教育上支障がない」場合が考えられること。

(15) その他（附則）

- ① 設置基準は、令和4年4月1日に施行することとしているが、現在建設計画中の特別支援学校もあることから、急な計画変更等により建設や開校の時期が遅れたり計画変更のために追加の費用が生じたりすることを避ける観点から、他の建築関係法規の例に倣い、編制並びに施設及び設備に係る規定については、令和5年4月1日に施行することとしたこと（第1項）。
- ② 設置基準策定以前に設置されている特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができることとしているが、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めること（第2項）。
- ③ 他の建築関係法規に倣い、編制並びに施設及び整備に係る規定の施行日（令和5年4月1日）より前に着工している特別支援学校については、編制並びに施設及び設備については従前の例によることができるが、令和5年4月1日以降に着工する学校については、設置基準の全ての規定に従う必要があること（第2項）。
- ④ 設置基準策定以前に設置されている特別支援学校についても、校舎の増築を行う場合（なお、吹き抜けの渡り廊下等の簡易な工作物は、増築の定義には含まれない。）には、増築後の校舎面積が設置基準を上回る必要があること。なお、工事契約の関係上、通算で複数年度にまたがる増築工事を年度毎に分けて契約している場合、年度毎の工事契約では設置基準の面積要件を満たさなかったとしても、計画全体で一つの増築工事と見なして校舎面積が設置基準を上回っていれば差し支えないこと（第2項）。

4 公立の特別支援学校における教室不足の解消について

特別支援学校における教室不足の解消については、総合的・計画的な取組をより一層推進されるよう、「特別支援学校における教室不足の解消について（通知）」（令和2年1月31日付け元施設助第8号施設助成課長・特別支援教育課長連名通知。以下「通知」という。）等において要請してきたところ。

特に、通知では、令和2年度から令和6年度までの期間（以下「集中取組期間」という。）において、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行うとともに、集中取組期間において、教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画（以下「集中取組計画」という。）を令和2年度末までのできる限り早い時期に策定するよう求めてきたところであり、各都道府県教育委員会におかれては、現時点で集中取組計画を策定していない場合は、設置基準も踏まえ、令和3年度末までの期間で、可及的速やかに策定すること。また、既に集中取組計画を策定している場合は、本設置基準も踏まえ、集中取組計画を着実に実施すること。

その際、各都道府県教育委員会におかれては、関係部局とも連携し、域内の特別支援学校の設置者が、必要な編制並びに施設及び設備を確保できるよう努めること。

**【本件連絡先】**

（1～3について）

文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課企画調査係

TEL:03-6734-3193

（4について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設助成課指導係

TEL:03-6734-2463

# 特別支援学校設置基準の概要

## 趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

## 主な内容

### 他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

### 特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

## その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）今後のスケジュール  
 令和3年9月24日 公布  
 令和4年4月 1日 施行  
 令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）